

要望の主旨

国立国会図書館の『雑誌記事索引』に採録された書誌情報は、そのまま国内における主要な文献データベースである国立情報学研究所運営の CiNii (<http://ci.nii.ac.jp>) にも採録されます。しかし「雑誌記事索引採録誌選定基準」において、市町村刊行物を一律に採録しない定めがあるために、市町村立博物館刊行物が CiNii において検索できないのが現状です。利用者の多くが、インターネット上の文献データベースで検索することが通例となった現代では、データベースへ登載されない文献情報の存在を知ることは極めて困難であり、市町村立博物館刊行物の存在意義が問われる重大な問題であると考えております。

博物館が刊行する紀要や年報は博物館法第 3 条第 6 号に定められた事業であり、現行の「雑誌記事索引採録誌選定基準」は博物館が法に基づく事業運営を行う上で、その有効な活用と発展を著しく妨げており、ひいては博物館法の運用を妨げるものと言っても過言ではありません。

国際博物館会議 (ICOM) は、その職業倫理規定において、博物館と博物館専門職員に対し、その専門職的行動として、博物館資料に関する情報の調査、保存とともに、その使用を促進する事が求められています。刊行物による研究成果の公開は、収蔵資料ならびに博物館が活動の範囲とする地域の文化財に関する情報の利用促進に大きく寄与するものであり、私たちは国際的に協調する博物館専門職員として、職業倫理に基づき、現状の閉ざされた国内状況の改善を切実に求めるものであります。

したがって、国立国会図書館の「雑誌記事索引採録誌選定基準」を見直すよう要望すること、また『雑誌記事索引』に博物館法に基づく登録博物館および博物館相当施設等の刊行物を採録するよう要望すること、この 2 点に関し、国立国会図書館に対して要望する事を求めるものであります。